

改正事項	改正の内容	適用時期等
(8) 適格合併等の範囲等に関する特例 （措法 68 の 2 の 3、措令 39 の 34 の 3、改正法附則 99） （措令 39 の 34 の 3 ⑤、改正措令附則 24）	○ 特定軽減課税外国親法人株式が合併等の対価として交付される一定の非適格合併・非適格分割等については、完全支配関係がある法人間の譲渡損益の繰延べ措置（法 61 の 13 ①）等の適用がないこととされました。 ○ トリガー税率（23 ページ(4)参照）の引下げに伴い、所要の整備が行われました。	平 22.10. 1 以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における内国法人の事業年度分の法人税について適用され、同日前に合併、分割又は株式交換が行われる場合については従来どおり適用されます。 平 22. 4. 1 以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(9) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例 （措法 68 の 3、68 の 109 の 2、改正法附則 100、123）	○ 特定軽減課税外国親法人株式が合併等の対価として交付される一定の合併・分割等については、完全支配関係がある法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益を認識しない措置（法 61 の 2 ⑯）等の適用がないこととされました。	平 22.10. 1 以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における内国法人等の事業年度分の法人税について適用され、同日前に合併、分割又は株式交換が行われる場合については従来どおり適用されます。
(10) 外国税務当局との情報交換に係る規定の整備 （実施特例法 2 二、8 の 2、改正法附則 1 一レ） （実施特例法 13 ①、改正法附則 1 一レ） （旧実施特例法 13 ②、改正法附則 1 一レ）	○ 租税条約及び租税情報交換協定（以下、「租税条約等」といいます。）の相手国等の税務当局に対し、当該租税条約等に定めるところにより、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定が創設されました。これに伴い、法律名が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改正されました。 ○ 秩序犯に係る罰金刑の上限が 50 万円（改正前 20 万円）に引き上げられました。 ○ 国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備が行われました。	平 22. 6. 1 から施行されます。 平 22. 6. 1 以後の違反行為について適用されます。 同 上

Ⅲ 減価償却制度に関する改正

○ 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 （措法 42 の 5 ①二、措令 27 の 5 ⑤、旧措令 27 の 5 ⑥、改正法附則 75、105 ①）	○ 対象設備の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました。	代エネ法一部改正法の施行の日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(平4大蔵省告示第57号、平22財務省告示第105号)	○ 対象設備について次のように見直しが行われました。 (除外) ・ 地方ガス天然ガス化設備 ・ 多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置 ・ 天然ガス利用設備 ・ 天然ガスフォークリフト ・ 廃棄物熱利用設備 ・ 天然ガス自動車 ・ 天然ガス自動車用燃料供給設備 ・ 燃料電池自動車 ・ 燃料電池自動車用燃料供給設備 ・ 燃料電池設備 (要件の見直し) ・ 電気自動車	平22.4.1以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。								
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 (措法42の6①、68の11①) (措規20の2の2③、改正措規附則12)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。 ○ 本制度の適用資産から除外されるソフトウェアの見直しが行われました。	— 平22.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。								
(3) 事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却 (措法42の7①五、68の12①五、措令27の7②⑥、39の42②⑥、措規20の3⑥⑦、22の25⑤⑥、改正法附則76②、107②)	○ 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却制度について、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>対象法人</td><td>製造業等を営む資本金の額等が1億円以下の法人（大規模法人の子会社等を除きます。）</td></tr><tr><td>対象資産</td><td>① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限ります。</td></tr><tr><td>適用対象投資額</td><td>対象資産の取得価額の合計額が70万円以上</td></tr></table>		改正後	対象法人	製造業等を営む資本金の額等が1億円以下の法人（大規模法人の子会社等を除きます。）	対象資産	① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限ります。	適用対象投資額	対象資産の取得価額の合計額が70万円以上	平22.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用されます。
	改正後									
対象法人	製造業等を営む資本金の額等が1億円以下の法人（大規模法人の子会社等を除きます。）									
対象資産	① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限ります。									
適用対象投資額	対象資産の取得価額の合計額が70万円以上									

改正事項	改正の内容	適用時期等										
(旧措法 42 の 7 ④四、68 の 12 ④四、旧措令 27 の 7 ②④⑤、39 の 42 ②④⑤、改正法附則 76 ①、107 ①、旧平 21 国土交通省告示第 373 号、平 22 国土交通省告示第 284 号)	○ 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置が除外されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										
(4) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却 (旧措法 42 の 11、68 の 15、旧措令 27 の 11、39 の 45、旧措規 20 の 5 の 2、改正法附則 77、110)	○ 適用期限 (平成 22 年 3 月 31 日) の到来をもって廃止されました。 なお、中小企業者に係る措置については、事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却 (上記(3)参照) において中小企業者が取得した場合等の情報基盤強化設備等に係る措置として追加されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をした情報基盤強化設備等については、従来どおり適用されます。										
(5) 公害防止用設備の特別償却 (措令 28 ②、39 の 46 ②、改正措令附則 29 ①、43 ①、昭 48 大蔵省告示第 69 号、平 22 財務省告示第 106 号)	○ 対象設備について次のように見直しが行われました。 <table><tr><th>対象設備</th><th>見直しの内容</th></tr><tr><td>揮発性有機化合物排出抑制設備</td><td>対象設備から除外されました。</td></tr><tr><td>産業廃棄物処理用設備</td><td>対象設備から除外されました。</td></tr><tr><td>P C B 汚染物等処理用設備</td><td>対象設備が環境大臣の認定を受けた P C B 汚染物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。</td></tr><tr><td>石綿含有廃棄物無害化処理用設備</td><td>対象設備が環境大臣の認定を受けた石綿含有廃棄物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。</td></tr></table>	対象設備	見直しの内容	揮発性有機化合物排出抑制設備	対象設備から除外されました。	産業廃棄物処理用設備	対象設備から除外されました。	P C B 汚染物等処理用設備	対象設備が環境大臣の認定を受けた P C B 汚染物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。	石綿含有廃棄物無害化処理用設備	対象設備が環境大臣の認定を受けた石綿含有廃棄物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。	平 22. 4. 1 以後に取得等をする特定設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
対象設備	見直しの内容											
揮発性有機化合物排出抑制設備	対象設備から除外されました。											
産業廃棄物処理用設備	対象設備から除外されました。											
P C B 汚染物等処理用設備	対象設備が環境大臣の認定を受けた P C B 汚染物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。											
石綿含有廃棄物無害化処理用設備	対象設備が環境大臣の認定を受けた石綿含有廃棄物等の無害化処理に使用するものに限定されたうえ、その適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。											
(6) 地震防災対策用資産の特別償却 (旧措法 44 ①表二、68 の 19 ①表二、改正法附則 79 ①、112 ①)	○ 耐震改修工事に伴う特定建築物に係る措置が適用期限 (平成 22 年 3 月 31 日) の到来をもって廃止されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。										
(7) 特定電気通信設備等の特別償却 (旧措法 44 の 4、68 の 23、旧措令 28 の 7、39 の 52、改正法附則 79 ②、112 ②、旧平 21 総務省告示第 212 号、平 22 総務省告示第 114 号)	○ 適用期限 (平成 22 年 3 月 31 日) の到来をもって廃止されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をした特定電気通信設備等については、従来どおり適用されます。										

改正事項	改正の内容	適用時期等
(8) 資源再生化設備等の特別償却 （旧措法 44 の 6、68 の 25、旧 措 令 28 の 8、改正法附則 79 ③、112 ③、旧平 8 大蔵省告示第 96 号、平 22 財務省告示第 107 号）	○ 適用期限（平成 22 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をした資源再生化設備等については、従来どおり適用されます。
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却 （措令 28 の 9 ⑤二、⑦六、措規 20 の 16 ②、改正措令附則 29 ②） (措令 28 の 9 ①一口)	○ 過疎地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象事業に商品又は役務に関する情報の提供等に係る事業が追加され、対象事業からソフトウェア業が除外されました。 ○ 過疎地域における工業用機械等の特別償却制度について、適用期間が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。	平 22. 4. 1 以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。 —
(10) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 （措法 46 の 2 ③三、68 の 31 ③三、措令 29 の 2 ⑨⑩、39 の 60 ⑧⑨三、措規 20 の 18 ④、22 の 39 ④、改正法附則 79 ④、112 ④、改正措令附則 29 ③、43 ②） (措法 46 の 2 ②、68 の 31 ②)	○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者雇用割合の算定に係る計算式の分子となる雇用障害者数に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者の数が加えられるとともに、同計算式の分母となる常時雇用する従業員の総数に短時間労働者の数が加えられました。 ○ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。	平 22. 7. 1 以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(11) 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却 （措令 29 の 2 の 2 ①五、39 の 61 ①五、措規 20 の 18 の 2 ①、22 の 39 の 2 ①、改正措令附則 29 ④、43 ③）	○ 障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に短時間労働者である障害者数が加えられました。	平 22. 7. 1 以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(12) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却 （旧措法 47 ①②、68 の 34 ①②、旧措令 29 の 4 ①③④、39 の 63 ①③④、改正法附則 79 ⑤、112 ⑤⑥、改正措令附則 29 ⑦、43 ⑥）	○ 中心市街地優良賃貸住宅に係る措置が適用期限（平成 22 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されました。	平 22. 4. 1 前に取得等をした中心市街地優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。